

野洲市屋外広告物条例(素案) の内容について

条例(素案) 目次

- 第1条【目的】
第2条【定義】
第3条【広告主及び広告業者の責務】
第4条【禁止広告物】
第5条【禁止物件】
第6条【規制地域の種別】
第7条【許可】
第8条【禁止物件又は規制地域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等】
第9条【規制地域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等】
第10条【経過措置】
第11条【許可の申請】
第12条【許可の期間及び条件】
第13条【許可の基準】
第14条【変更届】
第15条【表示】
第16条【変更及び継続の許可】
第17条【管理義務】
第18条【除却義務】
第19条【措置命令】
第20条【許可の取消し】
第21条【除却命令】
第22条【広告物の除却】
第23条【違反広告物である旨の表示等】
第24条【保管広告物等を保管した場合の公示】
第25条【保管広告物等の売却】
第26条【保管広告物等の返還】
第27条【立入検査】
第28条【処分、手続等の効力の承継】
第29条【手数料】
第30条【景観審議会への諮問等】
第31条【告示】
第32条【規則への委任】
第33条【罰則】
第34条（罰則2）
第35条【適用上の注意】

付 則

条例施行規則(素案) 目次

- 第1条【趣旨】
第2条【用語】
第3条【許可を受けずに表示又は設置することができる広告物等の基準】 条例の第8、9条
第4条【国又は地方公共団体の通知】 第8条（様式第1号）
第5条【公共的団体】 第8条
第6条【公共的団体の届出】 第8条（様式第2号）
第7条【許可の申請】 第11条（様式第3号）
第8条【許可期間】 第12条 別表第1
第9条【許可の基準】 第13条 別表第2
第10条【住所氏名変更届】 第14条（様式第4号）
第11条【許可証票】 第15条（様式第5号）
第12条【変更又は継続の許可申請】 第16条（様式第3号）（様式第6号）
第13条【除却届】 第18条（様式第7号）
第14条【違反広告物である旨の表示方法等】（様式第8号）
第15条【保管広告物等の公示の方法】
第16条【保管広告物等の売却手続】
第17条【受領書】（様式第9号）
第18条【身分証明書】（様式第10号）
付 則
別表第1（第8条関係） 許可期間
別表第2（第9条関係） 許可の基準
様式第1号 屋外広告物通知書
様式第2号 屋外広告物届出書
様式第3号 屋外広告物申請書（許可・変更許可・継続申請）
様式第4号 住所氏名変更届出書
様式第5号 屋外広告物許可証票
様式第6号 屋外広告物安全点検調書
様式第7号 屋外広告物除却届出書
様式第8号 違反広告物表示証票
様式第9号 保管広告物等受領書
様式第10号 立入検査員身分証明書

野洲市屋外広告物条例(素案)の内容

第1条【目的】

屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示、設置ならびに維持について必要な規制を行うことを目的とする。

第2条【定義】

「屋外広告物」を定義づける。

第3条【広告主又は広告業者の責務】

広告主と広告業者は条例遵守に努めること。

第4条【禁止広告物】

次の広告物は設置してはならない。

- (1) 汚染・たい色・塗料等のはく離したもの
- (2) 破損・老朽
- (3) 倒壊のおそれがあるもの
- (4) 信号機等に類似し、それらの効用を妨げるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

第5条【禁止物件】

次の物件、箇所には、広告物は設置してはならない。

- (1) 橋梁、街路樹、記念碑、郵便ポスト、信号機、消火栓など
- 2 道路の路面への表示
- 3 電柱、街灯柱の類へのはり紙、はり札などの表示

第6条【規制地域の種別】

市の区域を第1種規制地域から第4種規制地域までに区分する。

2 第1種規制地域

- (1) 野洲市景観計画に定める琵琶湖景観形成地区及び琵琶湖景観形成特別地区
- (2) 野洲駅南地区のうち、「中山道沿道」の区域

3 第2種規制地域

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区
- (2) 市民農園
- (3) 文化財保護法で特に指定する区域
- (4) 滋賀県文化財保護条例で特に指定する区域

- (5) 野洲市文化財保護条例で特に指定する区域
- (6) 森林法で特に指定する区域
- (7) 自然環境保全法で特に指定する区域
- (8) 滋賀県自然環境保全条例で特に指定する区域
- (9) 法の定める保存樹林のある区域
- (10) 鉄道、道路で特に指定する区間、区域
- (11) 古墳及び墓地
- (12) 都市公園、都市緑地

4 第3種規制地域（第1種と第2種を除く）

- (1) 野洲駅南地区のうち、「区域全体（中山道沿道を除く）」の区域
- (2) 鉄道、道路で特に指定する区間、区域

5 第4種規制地域は、第1種から第3種までの区域を除いた区域。

第7条【許可】

広告物を表示し、設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第8条【禁止物件又は規制地域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等】

次に掲げる広告物については、許可を受けずに設置できる。ただし、6号は市長に通知が7号は市長に届出しなければならない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物
- (2) 公職選挙法による選挙活動のポスター、立札等
- (3) 非常災害その他緊急時に表示する広告物
- (4) 景観重要建造物に表示する広告物で、一体となり良好な景観を形成すると認められるもの
- (5) 管理上の必要に基づき表示をする広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 国又は地方公共団体が表示する広告物
- (7) 公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物

第9条【規制地域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等】

次に掲げる広告物については、許可を受けずに設置できる。

- (1) 自己の氏名、店名、営業内容を表示するため自己の住所、事業所に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号他、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物
- (4) 講演会その他催し物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物
- (5) 建設工事の現場看板

- (6) 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示する広告物
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (8) 政治資金規正法による届出を行った政党が表示する立看板など、規則で定める基準に適合するもの
- (9) 14 日以内に自ら除却する広告物

第 10 条【経過措置】

適法に設置されている広告物について、3 年間経過措置をもうける。

事務手続きなど

第 11 条【許可の申請】

設置にあたり許可を受けようとする者は、申請書に書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 12 条【許可の期間及び条件】

許可をする場合は、良好な景観を形成し、風致維持、公衆に対する危害防止のため必要な条件を付することができる。

- 2 許可の期間を最長 3 年とする。

第 13 条【許可の基準】

広告物の表示又は設置についての許可の基準は、規則で定める。

- 2 基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、野洲市景観審議会の意見を聴いて許可することができる。

第 14 条【変更届】

許可を受けた者は、規定事項に変更があったときは、届け出なければならない。

第 15 条【表示】

許可を受けた広告物に管理者表示をしなければならない。

- (1) 許可番号および許可期間
- (2) 管理者の住所および氏名

第 16 条【変更及び継続の許可】

許可広告物等について、大きく変更、改造しようとするときは許可を受けなければならない。

- 2 継続して設置しようとするときは、申請し許可を受けなければならない。

第17条【管理義務】

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第18条【除却義務】

許可期間が満了したとき、設置の必要がなくなったときは広告物を除却しなければならない。

- 2 除却した者は、遅滞なく、届け出なければならない。

違反広告物に対する事務など

第19条【措置命令】

違反広告物を表示、設置する者に対し、5日以上の期限を定め、風致維持や危害防止のために必要な措置を命ずることができる。

- 2 設置者不明などの場合は、これらの除却を自ら行い、又は委託した者に行わせることができる。

第20条【許可の取消し】

次に該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 規定条件に違反したとき。
- (3) 変更などの届出を怠ったとき。
- (4) 管理者表示をしなかったとき。
- (5) 措置命令に従わず、管理義務が守られないと認めたとき

第21条【除却命令】

規定に違反し、措置命令に違反して広告物を表示、設置する者に対し、設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め除却を命ずることができる。

第22条【広告物の除却】

設置者不明などの場合は、これらの除却を自ら行い、又は委託した者に行わせることができる。

第23条【違反広告物である旨の表示等】

措置命令や除却命令に従わないときは、規則で定めるところにより、違反広告物にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

- 2 表示をした場合において、当該命令を受けた者の氏名及び住所、設置されている場所などを公表することができる。

第24条【保管広告物等を保管した場合の公示】

経過措置後の広告物を保管したときは、公示しなければならない。

- (1) 種類及び数量
- (2) 除却した場所及び日
- (3) 保管を始めた日及び保管の場所
- (4) その他必要事項

第25条【保管広告物等の売却】

競争入札に付して当該保管広告物等を売却し、その売却代金を保管することができる。

第26条【保管広告物等の返還】

保管広告物等を返還するときは、所有者等を確認、証明させ、受領書と引換えに返還する。

第27条【立入検査】

必要があると認めるときは、その命じた者に、広告物の存する土地及び建物に立ち入らせ、広告物を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 立入検査をする者は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。

その他

第28条【処分、手続等の効力の承継】

広告物を表示し、管理する者について変更があった場合においては、従前の手続きその他の行為は、新たな者がしたものみなす。

第29条【手数料】

許可を受けようとする者は、野洲市手数料条例の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第30条【景観審議会への諮問等】

市長は、次に掲げる場合は、景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 規制地域の指定をし、又はこれを変更しようとするとき。
- (2) 許可の基準に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

2 景観審議会は、広告物に関する事項について、市長に建議することができる。

第31条【告示】

規制地域の指定をし、又はこれらを変更しようとするときは、その内容を告示しなければならない。

第32条【規則への委任】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

罰則

第31条【罰則】

規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次のいずれに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 禁止物件・規制地域の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 変更及び継続の許可の規定に違反して許可広告物等を改装し、又は改造した者

(3) 除却義務の規定に違反して広告物を除却しなかった者

(4) 措置命令の規定による市長の命令に違反した者

3 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第32条【罰則2】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する他、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第33条【適用上の注意】

この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

付 則

1 (施行期日)

2 (経過措置)